Ⅰ 研究報告要旨 (二〇一二年一〇月一四日)

(1) 第一部会

(T) 両 当事 者の責めに帰すべき事由による履行不能の効果論に関する一考察

神戸市外国語大学准教授 坂 口 甲

じた場合に、いかなる法的効果を認めるべきだろうか。従来、この問題は、 負担制度により反対給付の履行義務を免れない(民法五三四条、五三六条二項)。では、債務者と債権者の責めに帰すべき事由が協働して履行不能が生 履行に代わる損害賠償を請求することも契約を解除することもできない。この場合、債権者は、給付を獲得することができないにもかかわらず、危険 四一五条)、契約を解除することができる(民法五四三条)。これに対して、債権者の責めに帰すべき事由により履行不能が生じた場合には、 由が債権者の解除権や債務者の反対給付請求権に及ぼす影響について、十分に検討されてこなかったように思われる。 る (民法四一八条)。 た。すなわち、債権者が債務者に対して履行に代わる損害賠償を請求することができ、この損害賠償請求権が債権者の過失割合の分だけ過失相殺され 双務契約において債務者の責めに帰すべき事由により履行不能が生じた場合、 しかし、日本における従来の議論では、このように債権者の帰責事由が過失相殺レベルで考慮されるにとどまり、 債務者の責めに帰すべき事由による履行不能を出発点として議論されてき 債権者は、 履行に代わる損害賠償を請求することができるほか 債権者の帰責事 債権者は、

果が認められるべきかについて、検討する。具体的には、以下の二点に絞って検討を進める。第一に、債権者が契約を解除することができるかどうか である。第二に、解除することができるとして、債務者が反対給付を受ける利益をどのように扱うべきかである。 以上のような議論状況を踏まえて、本報告では、双務契約において債務者と債権者の帰責事由が協働して履行不能が生じた場合に、 いかなる法的効

が導入されたことにより、 論されてきた。しかも、 この点について、ドイツ法では、従来から、双務契約における履行不能の一形態として、両当事者の責めに帰すべき事由による不能の法的効果が議 二〇〇一年の債務法現代化法によって、危険負担制度の一部が変更され、さらに、債務者の帰責事由を要件としない解除制度 この問題が活発に議論されるに至っている。 ドイツのこうした一連の議論を手がかりとして、この問題に考察を加えたい。

参考文献

(二〇一二年)。

拙稿「双務契約における両当事者の責めに帰すべき事由による履行不能 -ドイツ法における効果論の一考察-**」神戸市外国語大学研究年報四八号一三七頁以**

イ 契約不履行に基づく損害賠償の理

重大学准教授 白石友行

うに捉え、これをどのような論理構造の下で捉えるのかという視点を持つことが重要である。 に分析し、その背後にある思考プロセスを抽出することを前提に、 づく損害賠償の基本構想の全貌を浮かび上がらせ、従来の理解に内在する課題を明らかにすることはできない。そのためには、 立構図が描かれており、こうした帰責の根拠を出発点とする争いが議論の中心に置かれている。しかし、この議論だけでは、 際には、前提となる基本構想を検討しなければならない。今日では、不法行為法との共通性に着目する伝統的理論と、合意を基点に据えた理論との対 債権法改正の議論においては、 (債務) 不履行に基づく損害賠償のあり方が一大争点となっている。言うまでもなく、 根拠の問題とは別の次元で、 契約 (債務)不履行に基づく損害賠償の本質をどのよ 契約(債務)不履行に基 具体的な制度を設計 帰責の問題をより緻密 する

事責任法の体系化に際しても有用な視座となりうるであろう。 それらを新たな視点から捉え直すことにも繋がる。そして、後者の視点からの議論は、 題とは独立した形で、 は必然的なものではなく、 こうした問題関心から見ると、 の制度として理解する発想が当然の前提とされてきたことが分かる。 問題を捉える際の思考プロセスに着目したモデルを立てることは、 実現されなかった契約 従来の議論では、 (債権)の履行を確保するための制度として捉えることも十分に可能である。 損害賠償の根拠をどのように理解するのかにかかわらず、 しかし、 契約(債務)不履行に基づく損害賠償を賠償の論理の中で捉える構想 実体法の理論化・正当化という点のみなず、契約不履行法、 一従来の議論を相対化してそこに内在する諸問題を明らかにし、 不履行によって生じた損害を賠償するた このように、 根拠の間 民

すなわち、損害賠償の根拠、本質という問いを提起し、それぞれの問いの意味と相互関係を整理しながら、 ありうる基本構想を整理しつつ、 本報告は、フランス法との対比を通じて、 あるべき基本構想を探求しようとするものである。 契約(債務)不履行に基づく損害賠償の問題を考える際に考慮すべき二つの異なるレベルに属する問 従来の議論を各問いの中に位置付けた上で

彡考文献

(以上、二〇一二年

法律時報八四巻九号、「契約不履行に基づく損害賠償の解釈枠組み(一)」法経論叢三○巻一号、「契約不履行に基づく損害賠償と契約(債権) 出版・二〇一〇年)、 不履行に基づく損害賠償の対象」 二〇〇六年)、 「契約不履行に基づく損害賠償に関する二つの理論モデル」法学政治学論究七○号、「契約不履行に基づく損害賠償の範囲の理論的基礎」 「契約不履行に基づく損害賠償における「帰責」と 「契約不履行に基づく損害賠償の理論 (一)~(三・完)」法学研究八五巻一号、二号、三号、 同七五号 (以上、二〇〇七年)、 「実現」」 「契約不履行に基づく損害賠償の原理と体系」 同七二号、 「契約不履行に基づく損害賠償に関する理論モデルの変遷」 池田真朗他編 契約 (債務) 民法 不履行による損害賠償の基本構想 (債権法) の関係 改正の論理 同七四号、 同七一号 同三〇巻

ウ 死後の事務における故人の意思の尊重と相続法秩序

――ドイツにおける本人死亡後の代理に関する議論を手がかりとして

明治学院大学准教授 黒 田 美亜紀

事務処理に際して故人の意思を尊重することが、相続法秩序との関係でどこまで認められるのかについて、検討を試みることとする。 説が想定していなかったものであり、 また、近時、 約がある場合など、委任者の死亡後も存続する委任類型を一定の場合に認めてきた。しかし、こうした委任契約については、 る委任類型 位の相続性との関係、さらには解除できない委任の承認可否など、そこでの法律関係につき、 民法六五三条一号は、委任者の死亡を委任の終了事由として規定している。同条同号につき、学説・判例は、 死後の事務処理にあたっては故人の意思を尊重する必要があるとの問題意識のもと、ドイツにおける議論を参照しつつ、 (死後事務委任契約) 超高齢化・核家族化・少子化の進展、 が登場し、これに対する社会的ニーズが高まっている。しかし、このような委任契約類型は、 それが現行法上の解釈として認められるか否かも定かではない。本報告では、このようなわが国の現状に直面し 相続や葬儀に対する人々の考え方の変化などを背景に、 なお議論が十分に尽くされているようには思われない。 もっぱら委任者死亡後の事務処理を委託す 当初より、 これを任意規定と解し、特 わが国において、 委任の本質や委任者の地 民法典および従来の学

関する問題を検討するに際して、 の潜脱とはせず、故人の意思を尊重する一方で、相続人の利益に対しては、相続人による代理権の撤回を広く認めることで配慮している。 制度を組み合わせることにより、 る範囲が広く認められている点は注目に値する。こうした故人の意思の尊重と相続法秩序とのバランスの取り方は、 一定の場合には事実上相続人の撤回権行使が難しく、また撤回し得ない代理権を授与することも可能であることから、 ドイツでは、本人の死亡後も存続する代理のみならず、本人の死亡後にはじめて発効する代理(死因代理)が認められ、これらと贈与などの他 有益な示唆を提供するものと思われる。 死因処分と同じ結果をもたらす行為を生前行為として実行することができる。そして、このような手法を一概に遺言 わが国における死後事務の委任に 故人の意思を及ぼすことのでき

人の意思を尊重することができるのかにつき、その根拠付けと限界を明らかにしたい。 そこで、 本報告では、 右ドイツ法の議論を参考にして、 わが国の裁判例において実際に問題となった死後事務のケースを取り上げ、 どの範囲まで故

参考文献

可能性を中心に」月刊登記情報五二巻一号九頁 (二〇一二年)、拙稿「死後の事務における故人の意思の尊重と相続法秩序」明治学院大学法学研究九三号五五頁 (二 年後見制度」 拙稿「イギリスの成年後見制度改革 新井誠ほか編 『成年後見法制の展望』一八九頁 任意後見法の改正を中心とした考察 (日本評論社、二〇一一年)、拙稿「成年後見制度の現状と課題の検討・ 早稲田大学法学会誌五一巻二三一頁 (10001年)、 - 死後の事務委任契約の発展 拙稿 「オーストリアの成

エ 医療契約論――その典型的なるもの

南学院大学准教授 村山淳子

もとより、おそらくは医師の行為規範を考えるうえでも、これは重要な問題である。 医師と患者が契約関係にあるとすれば、その実体的な内容はいかなるものか。医療訴訟において債務不履行構成が定着した今日、裁判規範としては

従来の法性決定論争では、 証明分配の点のみが取り出して論ぜられ、 医療契約とは何かという内実を問う議論が等閑視されてきた。この論法を批判

し、準委任契約説に懐疑的な学説も相当数ある。

その場面においては、 係を留保しつつ―独自の典型契約類型として定立しようとするものである。 本報告は、「現代の日本において、通常の能力を備えた私人が、緊急事態ではなくして、医療を受けに行く」場面を一般形として設定し、少なくとも 医師患者間に特別な法的関係、なかんずく契約関係が成立すると仮定したうえで、その内実を解明して―多彩な非典型的なる関

法学に還元しようとするものである。現時点で、左記のような結論を予定する。 を与えるとともに、典型化の有効な方法論を提示する点において、他の契約各論研究―典型化途上の新種の契約の典型化に応用可能な成果を、再び民 う点から、契約の典型化に積極的意義を見出しており、関連諸学説の蓄積もある。本報告は、伝統法学の応用的継承をもって、 契約である以上、その内容究明のプロセスには、契約法の基礎理論の応用的継承が含まれるべきである。民法学説は、 主に法的思考枠組の提供とい 後続研究にたしかな礎

ルで厳しい内容規制を受ける。 あり、周辺から多くの契約外在規範(公法諸規範)が取り込まれて協働するというものである。偶有的要素をどこまで付加しうるかは、特に責任レベ 典型医療契約類型は、委任を下層に据え、本質的要素(治療義務)を中央頂点に、本性的要素 (情報関連諸義務) がそれを取り巻くピラミッド型で

という保護法益の人間関係的拡張(契約責任拡張の新展開)、そして、 る)を指摘できる。 右モデル、そして現在不文であることと密接不可分の、この契約類型の個性として、社会規範への強度の依存 契約法の革新の動因を含意する個性である。 公共性ゆえに社会全体への潜在的配慮が求められること(制度的契約論に進み得 (関係的契約論へ接近)、家族関連利益

参考文献

拙稿「医療契約論 その典型的なるもの (1~3·完)」西南学院大学法学論集四二巻三·四号、 四四卷二号、 三.四号(二〇一〇~二〇一二年)

(2) 第二部会

ア 宗教活動による不法行為と宗教法人の責任

東京基督教大学特任教授 櫻井 圀郎

上の機能に関するいかなる支配権その他の権限も含まれてはいない(一八条六項)。 て第三者に加えた損害は、 い(一条一項、四条)、代表役員が宗教法人を代表し、 宗教法人とは、宗教の教義を広め、 教会等の団体等 (宗教団体)(宗教法人法二条)が礼拝の施設等を所有・維持運用すること等に資するため、宗教団体に法人格を付与したものをい 宗教法人が賠償する責任を有するものとされている(一一条一項)が、代表役員の宗教法人の事務に関する権限には、宗教 儀式行事を行い、および信者を教化育成すること(宗教活動)を主たる目的とし、 宗教法人の事務を総理するものとされており(一八条三項)、代表役員がその職務を行うについ 礼拝の施設を有する神社、

扱う宗教法人の代表者である代表役員が宗教活動を主宰する宗教主宰者の上位に位置することはない点では共通している(宗教法人の特殊性)。 員にとする旨の規定が置かれている。実際の選任の形態や形式は各宗教団体において千差万別であり、一概に論じることはできないが、世俗の事務を 法人規則では、 宗教法人の代表者である代表役員の選任・任命等は、宗教法人の規則 住職、牧師、 宗教団体の憲法 司祭、 教祖、 (団体憲法) で定めるところによるものと規定されているのが通例であり、 総裁、管長、貫主、会長等 (宗教主宰者) を代表役員とする場合のほか、 (法人規則) に定めるところによるものとされている (一二条一項五号) 宗教主宰者の指揮監督下にある者を代表役 団体憲法においては、 宗教活動を主宰する

を負うのは当然としても、 えた場合 宗教団体が行った宗教活動により、または、信者が宗教団体の宗教活動の一環として行った行為により、第三者の権利や法的利益を侵害し、 宗教法人は宗教団体の財産管理等の世俗的事項に関わるもの(通説、行政通達)であり、代表役員の職務も世俗的事項に限られている(同)ところ、 (宗教活動による不法行為)、当該行為は宗教主宰者の指揮監督下にあって、代表役員の職務権限の及ぶ限りではないから、 宗教法人が責任を負うことはないことになる。これは被害者の救済という点では大きな問題となる。 宗教主宰者が責任

求訴訟判決を検討し、 そこで、本報告においては、 その問題点を指摘しつつ、 宗教法人の特殊性を認識しかつ宗教法人法の趣旨を尊重した上で、近時の、 現実問題としての被害者の救済策についても一考したい。 宗教活動による不法行為による損害賠

参考文献

政論集』二二七号(名古屋大学・二〇〇八年 櫻井圀郎 「宗教法人法における宗教団体と宗教法人」『宗教法』二四号 (宗教法学会・二〇〇五年)、 櫻井圀郎 「宗教活動による不法行為と宗教法人の責任」

面とされるのは、 利益を得ていれば、その利得は財貨帰属秩序に反するものとして不当利得と評価されることになる。これは一般に侵害利得と呼ばれ、その典型的な場 件・効果を与えられる。このような制度理解によれば、法秩序が特定人に排他的に利益を割り当てている場合、その割当内容に反して他人が権原なく 不当利得法における類型論によれば、 それらの秩序に対応して類型化された不当利得返還請求権は、各秩序を補完する性質をもち、同時に補完先の法制度から影響を受けて別個の要 ある者の所有物が無権限者によって処分または消費された場合である。このとき、侵害利得返還請求権は、 一般に、不当利得とは実定法秩序が定める財貨移転・財貨帰属・負担帰属の各秩序に反する利得であるとされ 失われた所有権を補完す

な結論が導かれるのかについては十分な議論が行われているとは言い難い。 の侵害利得の効果としては、 る場合には、 しかし、侵害利得返還請求権のこのような性質を一般化することには問題がある。利得を生じさせた侵害行為が処分や消費ではなく使用や収益であ 補完すべき権利本体が失われるわけではないため、異なる考慮が必要になると考えられるからである。一般には、 当該利用行為の客観的対価(市場価値)に相当する額が支払われるべきであると考えられている。しかし、なぜそのよう このような「利用型

る機能をもち、

物権的返還請求権との連続性が考慮される。

られるドイツの諸見解の分析を通して、 定まるのかについてである。 ドイツにおける議論は、主に次の二つの点に向けられてきた。第一に、どのような権利ないし地位であれば割当内容をもつと言えるのかについてであ る。所有権や特許権・著作権のように割当内容の存在に疑いがない権利がある一方で、人格権や競争法上保護された地位などに関してはその限界が争 本報告は、利用型侵害利得の構造について、不当利得類型論の発祥の地であり一定の議論の蓄積があるドイツ法を参考にして検討するものである。 判断基準が模索されてきた。第二に、割当内容をもつとされる権利や地位への侵害があった場合に、侵害者の返還すべき内容がどのようにして ドイツにおいても、通説は日本と同様に利用の客観的対価を返還すべきとするが、これには異説もある。以上の議論に見 利用型侵害利得の実質的意義を考察したい。

多考文献

同志社法学五六卷五号三五五頁 (二〇〇五年)。

「侵害利得論における『割当内容をもつ権利』 の判断構造」 同志社法学六〇巻七号六一一頁(二〇〇九年)、 同 「侵害利得における返還内容の多様性

ウ 民法七一一条における法益保護の構造

八学専任講師 大澤逸平

七一一条の理論的意義や法的構造を再評価し、その構造が内包する発展可能性を明らかにしようとするものである 本報告は、民法七一一条が、不法行為法の原則規定である七〇九条とは別個に規定されていることに着目し、その構造を明らかにすることによって、

用されることも多いが、起草委員会の原案においては同条が用意されていなかったことをふまえると、そもそも同条がなぜ必要とされたのか、その理 せられた」とされる。しかし、この二つの説明がどのような理論的関係に立つのかは明らかではない。また、同条はいわゆる扶養構成の根拠として援 論的根拠を明らかにする必要があろう。 侵害による慰謝料請求権が死者自身に発生し得ないことの「代償」として認められた、とされ、また、同条所定の賠償請求権者の範囲は「政策的に決 このような課題設定は、従前、七一一条の沿革的背景や理論的基礎が十分に明らかにされたとはいえないことによる。同条については、

を浮き彫りにすることが可能となろう。 要件を設けていない、という点で「条文構造」レベルでの相違がある。このような特徴を持つフランス法と対比することによって日本法の構造や特徴 照しつつ、同条の構造を明らかにすることを試みる。フランス法は、 レベルにおいて日本法と類似する一方、不法行為の原則規定であるフランス民法典一三八二条によってかかる請求権を規律し、かつ、同条は権利侵害 しているものと見られ、 起草過程における七一一条をめぐる議論には不透明な点も多い。そこで、本報告は沿革的・比較法的考察の対象としてフランス法をも参 沿革的検討に際して欠くことが出来ない。また、フランス法は、死者の近親者に生じる精神的損害の賠償を認める点で「帰結 ボワソナード、あるいは梅謙次郎・富井政章を介して日本法へ大きな影響を及ぼ

して、近時問題となっている、 このような作業を通じて明らかにされた七一一条の内包する構造は、被侵害利益の帰属主体と賠償請求権の行使主体が分離することを認めたものと いわゆる「集合的利益」等の不法行為法上の取り扱いについて検討する際の手掛かりともなり得よう。

五三頁(二〇一一年)

拙稿「民法七一一条における法益保護の構造 不法行為責任の政策的加重に関する一考察 — (一) ~(二・完)」法学協会雑誌一二八巻一号一五六頁、二号四

エ 抵当権の本質論について

十葉大学准教授 鳥 山 泰 志

るために唱えられたものではない。 巡って抵当権の本質が論じられてきた。抵当権の本質は、 抵当権に基づく賃料債権への物上代位は許されるのか。抵当権者は抵当不動産の占有者を排除することができるのか。近年、これら二つの問題を むしろ、問題解決にとって、乗り越え難いドグマとして存在し続けている。 通常、 ④価値権性やB非占有性に求められる。もっとも、 A B は、 右の二つの問題を解決す

唱は、 開を比較対象とする。 権説と同じ内容の理解は、 問題や抵当権以外の権利にも留意してなされる必要がある。このため、 に関する本質だけであるが、時代を遡ると、本質は、質権等を含む担保物権全般が念頭に置かれて論じられることもあった。我妻栄博士による④の提 我妻説は、ドイツのいわゆる近代抵当権を前提とする特殊ドイツ的なコーラーの見解に由来する。これが共通認識である。 かつては、©売却権 © D E を前提にするものであり、また、博士の主張の射程は、 (換価権)、

①付従性、 既に普通法学説で提唱されていた。また、前記©©®も、ドイツの学説に由来する。そこで、本報告は、ドイツ法学説の展 ⑥(債務なき)責任に抵当権の本質が求められることがあった。また、今でこそ注目されるのは、 抵当権に限られるものではなかった。検討は、 冒頭に掲げた二つ以外の問題も、解決すべき問題として浮かび上がってくる。 ©DEを通じて解決が目指された しかし、 実際には、 抵当権

説という日独共通の理論が違う目的の下では異なる作用を果たす可能性はないのか。 しながら、それらが物権であるとの通説を維持するために唱えられた。日本には債権説がなかったにもかかわらず、価値権説が導入された。⑦価値権 抵当権等について価値を論じるドイツの見解は、基本的に、①に関する折衷説であり、抵当権等が金銭債権と類似する権利内容を有することを肯定 ドイツでの議論は、一貫して、 ①抵当権等が物権と債権のいずれか、 ②付従性は抵当権等の本質をなすか、との問いを巡るものであった。

か。 さないとの日本の理解は、 また、 ②の問いは、現行ドイツ民法典の下では、土地債務という付従性なき権利が存在するため、否定に解されている。 その影響による。 ①日本の抵当権の考察にあたって、 土地債務という存在しない制度を視野に入れた議論形式は許されるの 付従性が抵当権の本質をな

本報告は、
⑦⑦を視角の中心に据え、
②~©に纏わる諸問題に検討を加えていく。

参考文献

号四五頁 (二〇〇九~二〇一一年)、 拙稿 「抵当本質論の再考序説(一)~(六・完)」千葉大学法学論集二三巻四号一頁、二四巻一号三三頁、二号六七頁、三=四号二一○頁、二五巻三号七七頁、 同「担保権存在条件としての『債権』(一)~(三・完)」一橋法学三巻一号一九一頁、二号二〇七頁、三号一九一頁

(3) 第 三 部 会

ア 適合性原則に関する基礎的考察

徳島大学准教授 王 冷 然

断とそれによる民事責任の成立の判断とを明確に区別していないため、 委ねることを余儀なくされている。にもかかわらず、裁判所 法ルールたる性質に変わりがない。ところが、適合性原則に関する行政執行活動が皆無に近い状態であることもあり、 に焦点に合わせてその保護を図ろうとする点で、投資取引の領域だけではなく、 日本では、適合性原則に関する業法上の規定が存在しているものの、 日本に導入された「適合性原則」は、 主に投資取引領域に適用される勧誘規制ルールであるが、一人一人の投資者である「個人」 (最高裁判所を含め)は、 その判断構造は未だに不明瞭である。 現段階まで同原則は直接の私法的効果を伴う民事ルールとしては確立せず、業 消費者取引の領域においても極めて重要な意義を有する。 適合性原則違反の民事責任を認定する際、 適合性原則違反の判断は司法に 適合性原則違反の判

割を果たすべきかという問題に対する根本的考え方の違いにも繋がっているように思われる。 乱をもたらしている。適合性原則に対する理解の違いは、単なる学理上の認識の差異にとどまらず、同原則が、投資者保護の局面においていかなる役 さらに、同原則の意味に対する学説上の理解が極めて多様であり、 説明義務との関係に関する認識にも影響を与え、 適合性原則の運用に、 一層 の混

が必要である。 適合性原則の運用上の問題を解決するためには、まずもって適合性原則の本来の意味を明らかにし、私法秩序における同原則の役割を解明すること

通して、その意味を明らかにし、 本報告は、日本での問題状況を踏まえつつ、「適合性原則」のオリジナルな姿を明らかにし、 私法秩序における同原則の役割とその限界を考える視座を得ようとするものである。 同原則を生み出した米国での運用状況を検討することを

参考文献

王 冷然『適合性原則と私法秩序』(有斐閣・二〇一〇年

資市場から、競争型投資市場へと大きく変容を遂げた。 我が国投資市場は、二〇世紀末に、「フリー・フェア・グローバル」を掲げて断行された「日本版金融ビックバン」によって、かつての事前規制 型投

遂げた投資市場における説明義務論の今日的役割を模索することを目的とする 本報告は、投資市場における説明義務を法定する「金融商品の販売等に関する法律」における説明義務の範囲についての検討を通じて、

投資者の自己決定権は実質的なものとはならないという民法学において共有された問題意識のもと、この格差を是正するための法理として説明義務を 従来の投資市場における説明義務論は、その生成期から今日に至るまで、投資者と投資仲介者との間に存在する格差を是正しない限り、

剰支出を課したりするなど、 しかしながら、 法定の説明義務の過度な高度化傾向は、 市場の効率性を阻害する諸問題を惹起する。本報告では、説明義務の高度化傾向が内包する諸問題のうち、 例えば、 投資者から自ら情報や知識を獲得するインセンティブを削いだり、 「履行費用と転

嫁問題」に焦点をあてる。

とらえ、

同義務の高度化を志向してきた。

サービスの多様性を縮小させ、投資者の選択肢を後見的に狭める可能性があることを意味している。 数料を通じて投資者側に転嫁される可能性を有している。このことは同時に、法定の説明義務を過度に高めれば高めるほど、規制緩和がもたらした 説明義務の履行には、 費用が伴い、この費用は、義務水準に比例して高まる。 この費用は、一次的に投資仲介者側に帰属するが、 終局的には委託手

発想の転換が求められている。 チングを支援し、ミスマッチの予防を図ることにあるというべきである。換言するならば、後見的説明義務論から、 なく、サービスの多様性の維持、増進を図ることによって投資者の自己決定権の機能領域を尊重するとともに、各人の選好に適ったサービスとのマッ 従って、真に投資者の自己決定権擁護を志向するならば、説明義務論の今日的役割は、後見的に説明義務の水準高度化を模索することにあるのでは 本報告を通じてその一例を明らかにしたい。 市場志向型説明義務論へと、その

参考文献

拙稿「投資市場における責任配分法理 (1·未完) 投資者自己責任と投資勧誘者配慮義務との相克 姫路法学五二号二二六頁 (二〇一二年)。

(ウ) ĺ

――高齢者専用賃貸住宅等における契約書等に関する実態調査結果をてがかりとしてビス付き高齢者向け住宅における居住の保障と法的課題

日本大学准教授 矢 田 尚 子

継続的に確保しうるような契約締結が求められる。 者が、自らの必要とするサービスを的確に把握し選択することができるのかどうか。サ付き住宅では、居住空間にサービスが付帯することで、はじめ という観点では、入居者は居住が保障される。しかし、サ付き住宅の入居者と事業者との間には、情報格差も交渉力格差も存在する。そのような入居 造の民間型住まいをその登録対象とする。サ付き住宅も、基本は一般賃貸住宅と変わらない。 て入居者は生活の安心を得ることが可能となる。そのためには、 サービス付き高齢者向け住宅] の改正により創設された制度に基づく。この制度では、介護・医療とも連携しながら、生活支援等のサービスの提供がなされるバリアフリー構 (以下、サ付き住宅という)は、 サービス内容及びその質につき正確でわかりやすい情報提供と、 最期まで住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせるよう、 したがって、借地借家法が適用され、 昨年四月の「高齢者住ま 質の高いサービスを 居住空間の継続性

宅について、 者の居住の保障が十分に図れるといえるのかどうかという疑問も残されている。これからの高齢者向け住宅の標準型となることが期待されるサ付き住 ように思われる。そして、最後に、居住の保障という観点から、改正高齢者住まい法が目指すところの契約にかかる情報環境整備を行うだけで、入居 その法的性質や契約の個数も問われなければならない。また、このことは、当然のことながら、サ付き住宅の入居契約の効力にも大きな影響を与える き住宅の入居契約は、契約上では、居住の提供とサービス(役務)の提供が別個であっても、実質的には、両者が密接に結びつき一体化しているため、 報告では、かかる実態調査とその分析結果を踏まえ、サ付き住宅の入居契約について、その契約構造及び法的課題を明らかにすることにしたい。サ付 態調査及び事業者、 本報告では、まず、 新たに導入された登録制度のもとで必要とされる一定の質と水準、 入居者らへのインタビュー調査の結果から、 サ付き住宅の前身である高齢者専用賃貸住宅の契約書 サ付き住宅における契約締結場面での実状と契約書の実態を明らかにする。次に、本 (建物賃貸借契約書、 及び、 それを担保するための方策と今後の課題を示すことにしたい。 サービス契約書、 サブリース契約書等)

高齢者住宅財団

·二〇一一年

正高齢者住まい法施行後の高齢者専用賃貸住宅におけるサービスの付帯のさせ方と事業実態の把握、 践成年後見三七号四頁(二〇一一年)、同 拙稿 (国土交通省住宅局・二〇一〇年)、同 「サービス付き高齢者向け住宅における契約上の課題」週刊社会保障二六七七号五十頁(二〇一二年)、同 「高齢者円滑入居賃貸住宅における契約書のあり方」『高齢者円滑入居賃貸住宅に係る情報提供方策検討調査報告書 「高専賃契約の現状と課題--生活支援サービス契約書分析を中心として」『平成二二年度老人保健健康増進等事業 及び情報提供のあり方に関する調査研究報告書 「高齢者向け住宅をめぐる現状と居住の保障」 八二頁 二六 実

(エ) ートナーシップ型事業体の法理論 アメリカの議論を参考にして

信州大学准教授 井 上 能 孝

Liability Limited Partnership(LLLPs)、および③ Corporation とパートナーシップの混合形態として登場し、現在、中小企業の主流となっている Limited Liability Company(LLC)の三類型五種類の事業体をさす。 Liability Partnership(LLPs)、②GPsにリミテッド・パートナー(LPs)が加わる Limited Liability Partnership(LPs)とその派生形の Limited 本発表における米国のパートナーシップ型事業体とは、①パートナーシップの原型である General Partnership(GPs)とその派生形である Limited

に基づく一九九三年GPs法への改訂、 ル・パートナーの誕生)、③税法規定からの解放(永続性や経営集中等を重視してパススルー課税であるかを判断したキントナー規制が一九九七年に廃 トナーシップが独立体である旨を明記)、②有限責任化の推進(業務執行を行ったLPの責任限定と、LLPs・LLLPsにおける有限責任ジェネラ 止され、事業体自らが税務上の扱いを選択できるCTB規制へと変わったことにより、二〇〇六年改訂LLC法では税務上の扱いを意識した規定を削 これらをめぐる議論は、 に大別される。 大枠、 ①集合体理論から独立体理論への移行(Fairway 判決を契機に、集合体理論に基づく一九一四年GP法から独立体理論 および同様の一九一六年LPs法・一九七六/八五年LPs法から二〇〇一年LPs法への改訂により、 パー

国ではこうした会計手法が認知されておらず、株式会社と同じ会計手法によることが考えられ、労務出資の可否に関する議論にも影響を与えた。 保護の実効性に大きく影響する。その一因として、米国ではパートナーシップ型事業体に独自の持分法的会計が慣習的に行われているのに対し、 米国では業務執行権のある出資者への報酬の支払いにつき資本取引と認識するが、わが国では原則雇用契約上の対価の支払と認識することは、債権者 債権者保護の手法として、米国では貸借対照表テストと支払能力テストによるが、わが国では株式会社類似の資本維持の手法によることである。また、 わが国のパートナーシップ型事業体である持分会社や各種組合契約は、 近時、 改訂や新設が相次いだ。米国の場合と最も異なる点は、 有限責任型の

》考'文亩

研究第一一卷一号一頁

(二〇一一年

期大学部研究紀要第四三号一六三頁(二〇一〇年)、拙稿「アメリカのパートナーシップ型事業体における利益分配と退出の仕組みと法理」中村学園大学流通科学 園大学流通科学研究第 NCCUSL 一〇巻 (統一州法委員全米会議)におけるパートナーシップ型事業体の変遷と主な論点の分析 号一頁 (二〇一〇年)、 拙稿「米国改訂統 一リミテッド・ライアビリティ・カンパニー法の概要と分析」中村学園大学・中村学園短 - 集合体理論から事業体理論 中生

(4) 第四部会

ア 株式買取請求権の構造と買取価格算定の考慮要素

神戸大学准教授 飯 田 秀 総

在すると思われる。 社法では、企業再編の法的規律が強くないので、株式買取請求権でシナジーの適切な分配まで行うことによって規律の補強をしようとする考え方が存 利益を被った少数株主を救済する手段として位置づけようとする思考が、 えるのが支配的である。要するに、シナジーの分配も認められるようになった株式買取請求権を、利益相反的な要素のある企業再編において不当な不 同様に存在するので、対価が現金であるか否かにかかわらず、独立当事者間の企業再編なのか、支配・従属会社間の企業再編なのかで場合を分けて考 調されていた。そして、 での合併では、支配株主の影響力によって合併比率が不公正になるおそれがあるところ、現金合併の場合にはこの利害対立が顕在化するという点が強 平成一七年改正の合併対価柔軟化に伴って株式買取請求権においてシナジーの分配が可能になった。その理論的な根拠としては、支配・従属会社間 現在の株式買取請求権の解釈においては、支配株主の影響によって合併比率が不公正になるおそれは対価が現金以外の場合も わが国の解釈論を支配しているように思われる。この背景には、 わが国の会

である。この点について、利益相反の要素に着目した議論からは説明できない部分があるように思われる。 業再編によってその株式の価値が下落するか否かにかかわらず、反対株主が望めば会社にその株式を買い取らせて会社から退出することを認めるもの 整合する作りにはなっていないのではないかという疑問がある。すなわち、株式買取請求権は、支配・従属関係の有無にかかわらず、そしてまた、企 を選択したことは適切だったのだろうか。株式買取請求権の構造は、利益相反的な要素のある企業再編における少数株主の救済という目的と必ずしも しかし、株式買取請求権でシナジーを分配するということで、規律の弱さを補強できるのだろうか。また、 不当な不利益を被った少数株主を救済するという目的の実現手段として、株式買取請求権の買取価格においてシナジーの分配を認めるという立法 利益相反的な要素のある企業再編におい

定の考慮要素について検討し、 そこで、本報告では、 デラウェア州法と比較して、日本法の現状の相対的な位置づけを明らかにするとともに、 その特質を分析することとする。 株式買取請求権の構造と買取価格質

参考文献

年

|株式買取請求権の構造と買取価格算定の考慮要素(一)~(四)||法学協会雑誌一二九巻三号五○五頁、四号七六二頁、 五号九六五頁、六号一二二九頁(二〇一二

(1) 定款自治の拡大と限界 フランス簡易株式組織会社の社員権を中心として

佐賀大学准教授 小西 みも恵

actions simplifiée に関する研究成果を発表するものである。 のみで構成される一方、定款自治の範囲が広いという点でわが国の合同会社および閉鎖型株式会社と共通するフランスの簡易株式組織会社 限界があるのか、限界があるのであれば限界を決する根拠は何かについて、いまだ明確になっていない点も多い。そこで、本報告では、有限責任社員 一○○五年に制定された会社法においては、大幅な定款自治の拡大が認められた。しかし、定款自治の拡大がどこまで認められるのか、 (以下SASという)) 制度における社員権を取り上げ、定款自治の拡大と限界について、フランスの法制度および判例・学説上の解釈 定款自治に

について各条項ごとに検討を行った。そして②および③の条項に関しては、 社員の除名条項、 る獅子条項に反してはならないとする学説が多数を占め、この点において定款自治に限界があることを明らかにした。 まず、SASにおける株式の譲渡に関する条項について検討した。株式譲渡に関する条項には、①株式の譲渡禁止条項、 ④株式の先買条項、 ⑤株式数の上限条項、 ⑥社員の退社条項があり、いかなる手続・要件等を定款に定めうるか、その具体的な内容 株式の買取価格の決定方法を定款に定める場合には公序 ②株式の譲渡承認条項、 (強行規定)であ (3)

をもってしても社員の議決権を奪うことはできないと判示した。 権の付与、議決権数の上限設定等を定款に定めうる。ここで、定款による議決権の剥奪の可否が問題となるが、二〇〇七年一〇月二三日破毀院判決は、 「社員は合議による決議に参加する権利を有する」と規定する民法典一八四四条は公序(強行規定)であることを根拠として、SASにおいても、定款 次に、SASの社員の議決権について検討した。SASには一株一議決権の原則が適用されないため、議決権の数を一人一票とするほか、

定であるとの結論に至った。 以上のことから、SASにおいては広範な定款自治が認められているものの、 定款自治には限界があり、 限界の根拠の一つが公序、すなわち強行規

株式会社に比べて定款をもって社員ごとに異なる取扱いをすることができる事項は多くなるものの、 最後に以上の結論をふまえ、 (強行規定)とすることが可能であると思われる。 わが国の会社法における定款自治の範囲について検討した。 わが国の合同会社および閉鎖型株式会社おいては、 定款自治には限界があり、 限界の根拠の一つを公

参考文献

年)、第四三巻一号四七~七一頁(二〇一〇年 「フランス簡易株式組織会社 (SAS)における株式譲渡に関する定款自治の拡大と限界(一)(二・完)」佐賀大学経済論集第四二巻四号一~二六頁(二〇〇九

(ウ) ――フェアネス・オピニオンの意義と問題点の検討を中心に少数派株主の締出し取引における外部機関の意見について

金沢大学准教授 永江 三

を交付して強制的に締出す取引が可能となり、 平成一七年会社法制定により、 我が国ではいわゆる組織再編対価の柔軟化及び略式組織再編制度が導入された。これにより、 株式交付を原則としていた平成一七年改正前商法下に比べ、組織再編取引における交付対価の公正性の 既存少数派株主へ現金

保障を巡る問題はより先鋭化したといえる。

する。そして、その後の議論の展開、および判例法を分析し、フェアネス・オピニオンの意義及び問題点を明らかにする。 オンの取得が普及したとされる。これを受けて、米国の学界・実務界ではフェアネス・オピニオンの意義・問題点を巡り議論が活発化し、 階にあると言える。そこで、 価値算定書を取得する事例が現れている。これは米国の企業買収における実務傾向を踏襲していると考えられるが、わが国における議論は未だ萌芽段 おいては肯定派と否定派の理論対立が生じていた。本報告では、まず米国におけるこれらの初期段階の議論を整理し、 米国では、Van Gorkom 事件判決によって、 ところで、 わが国では近年、 本報告ではわが国の法理の下でのフェアネス・オピニオンないしは企業価値・株式価値算定書の位置付けを試みる。 第三者機関が当該取引の交付対価の公正性について意見表明を行う、フェアネス・オピニオンないしは企業価値 企業買収を巡り買収対象会社取締役に多額の損害賠償責任が課されたことを契機に、 両者の理論的対立軸を明らかに フェアネス・オピニ 初期段階に

の位置付けを試みる。とりわけ、米国では取締役の信認義務違反に係る責任を回避する効果からフェアネス・オピニオンの取得が普及したとされる点 ように位置付けられるかについて検討する。 その後本報告では、これら米国の議論の検討を手掛かりに、我が国の会社法の下での、フェアネス・オピニオンないしは企業価値・株式価値算定書 わが国の取締役の責任法理に係る議論及びこれに関連する諸制度の中で、 フェアネス・オピニオンないしは企業価値 ・株式価値算定書をどの

参考文献

誌六○巻三・四号二七三−四三四頁(二○一一年)

拙稿「Going-Private 取引における外部機関による公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)の機能と問題点 米国法の検討を中心に

氏 株主平等の原則の機能と判断構造の検討

《都大学准教授 山 下 徹 哉

的適用の指針を見出すべく、株主平等の原則の意義・内容や判断構造について検討する。 的事案への適用となると、 論になった、敵対的買収に対する買収防衛策としてのライツ・プランがその典型である)に、どのように解決されるかは、不明確である。これは、従 株主平等の原則は、一般にその存在が承認されている法理であり、現行会社法も株主平等の原則に関する規定を置く(一○九条一項)。 株主平等の原則という法理の趣旨、機能が抽象的なレベルで理解されていたことに起因するものと思われる。本報告では、株主平等の原則の具体 判断が微妙となる場合が少なくない。特に、 議論の蓄積のない事柄に株主平等の原則が関係する場合(会社法制定前後に議 しかし、具体

と考慮要素について検討する。この二点は、ブルドックソース事件前後に論じられるようになり、株主平等の原則の具体的な適用上の重要問題である 主平等の原則に違反しない場合を肯定するか否か、そして第三に、それを肯定する場合に、株主平等の原則違反か否かを審査する裁判所の判断枠組み けに関わるものであるが、会社法制定後の議論では、立案担当者はこれを否定する一方、学説では肯定的な傾向にある。 具体的には、第一に、株式の内容の定め方を株主平等の原則の対象とすべきかについて検討する。この問題は、 同事件最高裁決定の判断の是非については、議論の余地が残る。 株主平等の原則という法理の位置付 第二に、 不平等取扱いでも株

する多数決濫用への対処法理の中での平等取扱原則の位置づけや、株主総会・社員総会決議の内容の正当性を裁判所が審査することの是非をめぐり議 等取扱原則は、多数決濫用への対処法理として機能し、株主総会・社員総会決議の内容の正当性を裁判所が審査することとなる。 の株主平等の原則は、 論が展開されている。この議論を紹介し、それを通じて、 いがある。その差異を明らかにしつつ、その差異が何に基づくかを検討・分析する。さらに、ドイツでは、株主総会・社員総会決議に関する限り、平 以上の検討にあたり、本報告では、ドイツの株式会社・有限会社法の平等取扱原則 ドイツ法の平等取扱原則に淵源を有し、その後の発展でもドイツ法の影響を受けているが、日独の両法理の内容面には相当の違 日本法を分析する手がかりを得たい。 (Gleichbehandlungsgrundsatz) に関する議論を参照する。日 そのため、種々存在

学老文南

「株主平等の原則の機能と判断構造の検討(一)(二・未完)」法学論叢一六九巻三号一頁: 一七〇巻二号一頁

IIワークショップ資料(二〇一二年一〇月一四日)

ワークショップ

詐害的な行為に対する私法上の法規制 一般法理としての「フロード (fraude)」法理の意義

報告者 慶應義塾大学助教 髙 秀成司会者・報告者 慶應義塾大学教授 片山 直 也

あれば、より広く⑷実定規定(制度)の背後にある法原理・一般法理を基礎とする法認識のあり方について方法論上の議論ができればと考えている。 づける一般法理としての「フロード(fraude)」法理」(詐害行為の一般法理)を観念することの意義についても検討を行う予定である。 や法人格否認の法理も視野に入れつつ、実定規定(民法四二四条、 や「権限濫用論」との比較を行うことにより、詐害行為に対する法規制の独自性を解明するとともに、 債権に限らず広く特定の権利の保全を可能とする詐害行為取消制度の制度設計について議論を行うが、 omnia corrumpit)」に基礎を置く「フロード(fraude)」法理をめぐる法発展を踏まえて、 方について多角的かつ総合的な討論を行いたい。具体的には、⑴詐害行為取消制度における「偏頗行為」や「濫用的組織再編行為」の位置づけ、一般 本ワークショップでは、フランス法における「詐害行為取消権(action paulienne)」および中世ローマ法以来の法諺「詐害はすべてを無にする(fraus (旧) 三九五条但書、 五八一条二項但書など)の背後にあり、 参加者とともに、詐害的な行為に対する私法上の法規制のあり (3)不動産物権変動における背信的悪意者排除論 その際に、②隣接法理としての「脱法行為論」 それら実定規定を基礎 時間に余裕が

参考文献

片山直也『詐害行為の基礎理論』(慶應義塾大学出版会・二〇一一年)

秀成「フランス法における権限(pouvoir)と財産管理制度 | 慶應法学二三号八五頁以下(二〇一二年

В

報告者

ていたためか、これらを正面から意識して解釈論・立法論等が展開されることはまれであった。 のような巨大リスクには、環境汚染、原子力、戦争など、多くの種類があるが、 東日本大震災で明らかになったように、巨大リスクが現実化し、 人的・物的に甚大な損害が発生した場合、 従来の私法学においては、巨大リスクは例外的な事態と位置づけられ 複数の新たな法律問題が提起される。こ

給付の調整、 する保険の成立と国家・市場の役割、 なかった、複数の新たな問題が提起された。その代表的な問題として、 日本における東日本大震災同様に、 ⑥抑止が問題とならない文脈での不法行為責任のあり方、 ④巨大リスクが現実化した場合の被害者救済、 米国における同時多発テロにおいては、主として保険と不法行為の両方の側面にわたり、それまで認識されてい 等が挙げられる。 ①潜在的な巨大不法行為責任の可能性、 ⑤不法行為責任・私保険・公保険・社会保障等が競合する場合の ②テロ保険の性質、 ③巨大リスクに対

大リスクに対する研究を深めることを目的とするものである。 を得られると同時に、 このような、 本ワークショップは、 同時多発テロが提起した問題を研究することで、 そのアプローチは、 上記のような視点を提供した同時多発テロを手がかりに、 他の巨大リスクに対するアプローチにおいても、 テロという巨大不法行為について日本では十分に考えられていない問題に対する知見 特に保険と不法行為が交錯する問題に関する議論を行うことで、巨 有益な分析の視点を提供すると思われる。